

西道下地区計画

地 区 整 備 計 画	地区区分		地区の名称	商 業 地 区	医 療 拠 点 地 区	沿 道 サ ー ビ ス 地 区
			地区の面積	約 7. 2 h a	約 8. 7 h a	約 5. 2 h a
	建 築 物 等 の 制 限 に 関 す る 事 項	建築物等の用途の制限		建築してはならないもの (1) 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿 (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3) ナイトクラブ等 (4) 集会場・集会所等 (5) 神社、寺院、教会等 (6) 自動車教習所 (7) 倉庫業を営む倉庫 (8) 畜舎	建築してはならないもの (1) 一戸建ての住宅 (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するもの (3) カラオケボックスその他これらに類するもの (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブその他これらに類するもの (6) 公衆浴場 (7) 自動車教習所 (8) 畜舎	建築してはならないもの (1) 1 階部分（都市計画道路 3・4・1 2 矢本曾波神線及び 3・3・1 1 石巻工業港曾波神線並びに 3・3・3 8 曾波神線に面する部分に限る）を住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿又は長屋の用途に供するもの (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3) 畜舎 (4) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席部分の床面積が 2 0 0 ㎡以上のもの (5) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの (6) 集会場・集会所等 (7) 神社、寺院、教会等 (8) 自動車教習所 (9) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 150 ㎡を超えるもの（自動車修理工場を除く。） (10) 建築基準法別表第二（と）項第 3 号及び第 4 号（建築基準法施行令第 130 条の 9 の表中「準住居地域」の欄に定める数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供するものに限る。）に掲げるもの (11) 建築基準法別表第二（ぬ）項第 3 号に掲げるもの
		建築物の敷地面積の最低限度		—		
		壁面の位置の制限		(1) 都市計画道路境界線から 2m (2) その他境界線から 1m	(1) 都市計画道路境界線から 2m (2) その他境界線から 1m	ただし、建築物又は建築物の部分が次に該当する場合は、この限りではない。 ① 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 5m 以下であること ② 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2. 3m 以下で、かつ床面積の合計が 5 ㎡以下であること。
	建築物等の高さの最高限度		—			

参 考



